

健康局業務委託契約取り扱い要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日

最近改正 平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市健康局が発注する業務委託契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約方法)

第 2 条 業務委託契約については、原則、競争入札によるものとする。

ただし、次に掲げる場合は、随意契約によるものとする。

- (1) 大阪市契約規則（以下「契約規則」という。）第 17 条の規定による「予定価格の額が 100 万円を超えない契約」。
- (2) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による「性質又は目的が競争入札に適しない契約」。
- (3) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による「高齢者等の雇用安定等に関する法律に規定するシルバー人材センター連合若しくはシルバー人材センター及び母子寡婦福祉法に規定する母子福祉団体を契約の相手方とする契約」。
- (4) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定による「緊急の必要により競争入札に付すことができないとき」。
- (5) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定による「競争入札に付すことが不利と認められるとき」。
- (6) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号の規定による「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき」。
- (7) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定による「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」。
- (8) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による「落札者が契約を締結しないとき」。

(競争入札方法)

第 3 条 政府調達に関する協定の適用を受ける契約等で一般競争入札を実施するものを除き、原則として電子入札による事後審査型制限付一般競争入札又は公募型指名競争入札によるものとする。

ただし、電子入札での入札が不可能な入札案件等やむを得ない場合においては、紙入札による公募型指名競争入札又は指名競争入札を実施することとする。

(業者指名基準等)

第4条 業者の指名基準並びに業者の資格の審査に関する事項については、別途定めるものとする。

(随意契約方法)

第5条 随意契約方法については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条(1)に規定する契約は、原則として公募型比較見積により見積書を徴するものとする。
- (2) 第2条(1)に規定する契約のうち、業務委託の内容が公募になじまない等の場合及び第2条(8)に規定する契約については契約規則第17条の3の規定により2名以上の者から見積書を徴するものとする。
- (3) 第2条(2)に規定する契約については、特名随意契約とする。
- (4) 第2条(3)(4)(5)及び(6)に規定する契約については、契約規則第17条の3の規定により2名以上の者から見積書の徴取又は特名随意契約とする。
- (5) 第2条(7)に規定する契約については、契約規則第17条の3の規定により2名以上の者から見積書の徴取又は最低制限価格以上の入札を行なったもののうち、最低の価格をもって入札したものと価格交渉のうえ契約する。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別途、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。